

春吉橋賑わい空間活用方策に関する
サウンディング型市場調査

春吉橋賑わい空間活用方策に関する
サウンディング型市場調査
実施要項

令和3年3月

博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会

【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所
福岡市

目次

第1 募集の概要.....	1
1 背景.....	1
(1) 春吉橋の架替事業について	1
(2) これまでの検討状況	1
(3) 試行イベントの実施	2
2 募集の目的.....	2
3 事業の概要.....	2
4 事業条件等.....	2
(1) 事業対象地及び意見・提案を求める範囲	2
(2) 賑わい空間の位置づけ	2
(3) 賑わい空間を活用するうえでの条件.....	2
(4) その他	3
第2 募集の手続き等	4
1 スケジュール	4
2 実施要項等の公表.....	4
3 実施要項等に対する質問及び回答	4
4 意見・提案の受付.....	4
(1) 応募資格	4
(2) 受付期間	4
(3) 意見・提案を求める内容.....	5
5 意見・提案内容の確認（個別対話）	5
6 実施結果の公表	5
7 本調査後について.....	6
8 その他.....	6
(1) 本調査への参加に対するメリット	6
(2) 本調査への参加による義務や制限等.....	6
(3) 費用及び著作権	6

別資料及び参考資料、様式一覧

別資料

別紙 1	一般国道 202 号春吉橋架替事業パンフレット
別紙 2	試行イベントの実施
別紙 3	事業概要書（案）
別紙 4	事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見

様式

様式 1	質問書
様式 2	意見・提案書

参考資料

参考資料 1	春吉橋周辺の概要
参考資料 2	歩行者利便増進道路制度について
参考資料 3	都市公園の諸制度について
参考資料 4	平面図①：春吉橋
参考資料 5	平面図②：国体道路
参考資料 6	平面図③：清流公園
参考資料 7	新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて

※上記資料は、下記ホームページからダウンロードしてください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/doro_p/doro_p05/haruyoshi.html

第1 募集の概要

1 背景

(1) 春吉橋の架替事業について

春吉橋は、昭和36年、福岡都心部の中央を貫流する那珂川に、九州最大の商業中心天神と繁華街の中洲をつなぐために架橋されました。しかしながら架橋後50年余りが経過しており、下部工の損傷が著しく、塩害も進行しています。また、平成21年7月の中国・九州北部豪雨を受けて、福岡県では河川改修事業を進めていますが、春吉橋は橋脚の間隔が短く、川幅も狭くなっているため、治水上のネックとなっています。これらの課題の解消に向けて、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所（以下「福岡国道事務所」という。）では、平成25年度より春吉橋架替事業（以下「本架替事業」という。）に着手しています。

また本架替事業では、旧橋の架け替えとあわせて、一般的には仮設とする迂回路橋を永久橋として建設し、架替後も存置して、「福岡の顔」となる賑わい空間（通称：春吉橋賑わい空間。以下「賑わい空間」という。）として利用することを計画しており、将来は福岡市で管理していく予定としています。

本架替事業の詳細は別紙1「一般国道202号春吉橋架替事業パンフレット」を参照ください。

(2) これまでの検討状況

平成25年度に「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会」が設置され、春吉橋の空間利活用に関する市民アンケートや国体道路の交通特性など、様々な検討が進められてきました。平成27年6月には、春吉橋がもつポテンシャルや新たな水上広場のイメージ（5つのテーマ）などを提言書としてとりまとめています。賑わい空間の検討はこれまでも継続的に行われてきており、この提言を踏まえ、平成30年度より「博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」（以下「検討会」という。）を開催しています。令和2年度の第2回では各種ニーズ調査を踏まえた賑わい空間の活用の方向性について議論を行っています。

それらを踏まえ、今後、検討会では「福博連携強化のための国体道路の空間再編のあり方」や「福岡の新たなシンボルとしての春吉橋の空間のあり方」についてとりまとめ、令和3年度に国及び福岡市に対して提言を行うことを予定しています。

〈検討経緯〉

平成25年度	「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会」
平成27年6月	「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会」にて提言を公表 URL： http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/site_files/file/iinkai_kaigi/haruyoshibashi/150706/150703teigen.pdf
平成30年度	「第1回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」 URL： http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html
令和2年度	「第2回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」 URL： http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html

(3) 試行イベントの実施

架替工事が休止となる2019年のゴールデンウィーク期間を活用して、施工途中の迂回路橋において賑わいを試行創出するイベントを開催しました。試行イベントは、地域住民への本架替事業の理解促進や今後の賑わい空間活用に向けた検討の参考とすることを目的に開催され、事業紹介パネル展（令和に架ける橋）と橋の上のにぎわひ横丁（千年夜市）を行っています。

詳細は別紙2「試行イベントの実施」を参照ください。

2 募集の目的

春吉橋賑わい空間は、「福岡の顔」となる賑わいを創出する空間として活用することとしています。本サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）は、令和3年度に予定している検討会の提言に向けた参考とするため、賑わい空間活用のアイデア（新型コロナを踏まえた「ニューノーマル」なアイデアを含む）等について広く意見・提案を求めることを目的として、検討会が実施するものです（検討会の事務局は、福岡国道事務所及び福岡市です）。

3 事業の概要

賑わい空間の方向性や、事業全般の概要については、別紙3「事業概要書（案）」を参照してください。

4 事業条件等

(1) 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

賑わい空間の整備・管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）の対象地は、別紙3「事業概要書（案）」に示す賑わい空間（橋詰部分+橋梁部分）を計画しています。

本調査では、賑わい空間の一部分の活用に関する意見・提案も可能です。また、賑わい空間に隣接する国体道路や清流公園との一体的な活用についても、意見・提案が可能です。

(2) 賑わい空間の位置づけ

賑わい空間の位置づけは、別紙3「事業概要書（案）」及び参考資料2、3に示すとおり、現時点では「道路（歩行者利便増進道路制度）」又は「都市公園（設置管理許可や公募設置管理制度のほか、指定管理者制度）」を想定しています。賑わい空間の活用にあたり、重視する内容などについて、意見・提案を求めます。

なお本調査では、道路又は都市公園以外の位置づけについても提案が可能です。

(3) 賑わい空間を活用するうえでの条件

賑わい空間の活用にあたっては、下記のルールを遵守事項として想定しています。

- ・ 空間利用者の利用の妨げにならないこと。
- ・ 事故の発生の恐れがないこと。
- ・ 大音量の騒音を発生しないこと。
- ・ 周辺地域居住者の生活に著しく支障とならないこと。
- ・ 周辺地域事業者の商業・業務に著しく支障とならないこと。

- ・ 空間の維持管理上（橋梁点検含む）、支障とならないこと。

上記のほか、活用にあたっては下記についても適合する必要があります。

- ・ 賑わい空間は、「橋梁部分」と「橋詰部分」から構成されます。河川区域内については河川法等の関係法令・条例等への適合が求められます。また橋詰部分については、活用にあたっての制約があります。詳細は別紙3「事業概要書（案）」を参照してください。
- ・ 賑わい空間は、その位置づけによって、道路法又は都市公園法等の関係法令・条例等への適合が求められます。賑わい空間に隣接する国体道路、清流公園の活用を提案する場合も、同様に関係法令・条例等への適合が求められます。
- ・ そのほか、建築物の設置を提案する場合は建築基準法への適合など、提案する内容により関係法令・条例等への適合が求められます。

（４）その他

提出する意見・提案の内容は、本資料第1. 1（2）これまでの検討状況に示す内容を踏まえたものとしてください。

また、事業対象周辺の主要なまちづくり団体等に対して、本事業に関する意見を別紙4「事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見」に取りまとめています。意見・提案の提出にあたっては、本資料も参考としてください。

そのほか、国土交通省都市局では、新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」をとりまとめ、令和2年8月31日に公表しています（参考資料7参照）。

新型コロナ危機を契機として、身近なオープンスペースの重要性が再認識されていることを踏まえ、春吉橋賑わい空間についても「ニューノーマル」に対応した意見・提案の提出も可能です。

※参考：国土交通省都市局

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>

第2 募集の手続き等

1 スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。詳細については各項目で説明します。

項目	時期
実施要項等の公表	令和3年3月1日(月)
実施要項等に対する質問の受付期間	令和3年3月1日(月)～3月12日(金)(必着)
実施要項等に対する質問への回答	令和3年3月18日(木)までに随時公表
意見・提案の受付期間	令和3年3月1日(月)～3月23日(火)(必着)
意見・提案内容の確認(個別対話) ※必要に応じて実施	令和3年3月29日(月)～3月31日(水)
実施結果の公表 ※第3回検討会での公表を予定	令和3年4月以降を予定

※新型コロナウイルスの感染状況等により日程が変更となる場合は、巻末記載のホームページに掲載します。

2 実施要項等の公表

実施要項及び別資料、参考資料、各種様式のほか、事業の概要について説明したプレゼンテーション動画を巻末記載のホームページに掲載します。

3 実施要項等に対する質問及び回答

実施要項のほか公表した各資料に対する質問がある場合は、質問事項を様式1「質問書」に記載のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。質問は、別紙3「事業概要書(案)」に示す、本事業に関する質問も提出可能です。

【質問受付期間】 令和3年3月1日(月)～3月12日(金)時まで(必着)

【提出先】 巻末記載の提出窓口を参照

【回答】 質問に対する回答は、令和3年3月18日(木)までに、随時、巻末記載のホームページに掲載します。なお、質問者のノウハウ等に関する質問については、回答を掲載しない場合があります。

4 意見・提案の受付

(1) 応募資格

意見・提案を提出できる者は、本事業に関心のある民間事業者、団体、大学含む研究機関等とします。なお意見・提案は、一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。

なお、暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加できません。

(2) 受付期間

意見・提案を行う場合は、様式2「意見・提案書」に必要事項を記入のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。

【提出期間】令和3年3月1日（月）～3月23日（火）17時まで（必着）

【提出先】巻末記載の提出窓口を参照

（3）意見・提案を求める内容

以下の項目について、意見・提案等を記載してください。詳細は、様式2「意見・提案書」を参照してください。

全ての設問に回答いただく必要はありません。意見・提案は、回答可能な範囲で記入してください。また、様式2以外に、パース等の図面や模型の作成・提案も可能です（模型を作成・提案する場合は、模型写真を添付して提出してください）。

- ・ 設問1：提案のコンセプトについて
- ・ 設問2：賑わい空間の導入機能について
- ・ 設問3：事業対象範囲について
- ・ 設問4：実施可能な事業内容について
- ・ 設問5：本事業への参加にあたっての体制について
- ・ 設問6：賑わい空間の位置づけについて
- ・ 設問7：関心度合いについて
- ・ 設問8：その他の自由意見について

5 意見・提案内容の確認（個別対話）

様式2「意見・提案書」の受理後、提出された内容を踏まえ、必要に応じて、下記の期間、意見・提案書提出者との個別対話を行う場合があります。個別対話を実施する場合に対応可能な日時を、様式2「意見・提案書」に記入してください。

提出された意見・提案書に対する個別対話の実施の有無は、事務局にて判断します。個別対話を実施する場合、その日時については、個別に調整させていただきます。

【期間】令和3年3月29日（月）～3月31日（水）

【実施方法】対面（実施場所：福岡国道事務所）又はオンライン形式（使用システムはMicrosoft Teams とします）

【予定時間】1時間程度を予定

【備考】オンライン形式の場合、事前に接続テストを行う場合があります。実施日時については、個別に調整させていただきます。

6 実施結果の公表

意見・提案の概要については、提案者の確認・同意を得たうえで、第3回検討会にて提示し、福岡国道事務所ホームページに公表します。

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html>)

なお、本調査手続きに際して、提案者のアイデア等の保護のため、参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公表とします。

7 本調査後について

本調査結果を踏まえ、「博多と福岡の連携強化のための国道道路の空間再編のあり方」や「春吉橋を核とした空間利活用のあり方」について、令和3年度に検討会の提言として取りまとめることを予定しています。提言を踏まえ、賑わい空間の具体的な活用方法や位置付け等について、福岡市にて検討が進められます。

8 その他

(1) 本調査への参加に対するメリット

本調査において意見・提案を提出するメリットとして、提案内容が事業条件等に採用された場合、当該提案を提出した参加者は今後の具体的な検討の際に円滑に検討できる可能性があります。

なお、本調査への参加や提出された意見・提案内容の事業条件等への採用が、今後の事業化にあたり、参加者を優位に取り扱うものではありません。

(2) 本調査への参加による義務や制限等

参加者が本調査において意見・提案を提出することにより、事業を実施する義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約（例えば、今回の提案内容と異なる事業内容や別の体制での提案を制限することなど）等が生じることは一切ありません。

(3) 費用及び著作権

本調査への意見・提案の提出に関して必要な費用は、参加者の負担とします。

また、本調査で提示する資料の著作権は福岡国道事務所に帰属し、参加者の提出する書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属します。

問い合わせ先及び提出窓口

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課

「博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会」 担当者

〒813-0043

福岡県福岡市東区名島3丁目24番10号

TEL : 092-681-4731 (代表) FAX : 092-682-7763

Email : qsr-fukko_keikaku01@mlit.go.jp